

## 京都市交通局会計規程第42条第6号に規定する経費の前金払に関する要綱

平成10年8月31日

全部改正 平成22年3月15日

一部改正 平成22年6月1日、平成26年9月1日、  
平成28年5月30日、令和3年3月29日、  
令和5年3月31日、令和7年3月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市交通局会計規程（以下「規程」という。）第42条第6号に規定する経費の前金払について必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象等)

第2条 前払金については、次の各号に掲げる工事等の区分に応じて、当該各号に定める割合を超えない範囲内で支払うことができる。

- (1) 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、調査及び測量並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）で予定価格が300万円以上のもの 請負代金の4割（交通局公共工事に係る低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約を締結した場合にあっては2割）
- (2) 前号に掲げる区分に該当するもののうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの 同号の範囲内で既にした前払金に追加してする前払金（以下「中間前払金」という。）として、請負代金の2割
  - ア 工期の2分の1を経過していること。
  - イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
  - ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
  - エ 低入札価格調査を経て契約を締結していないこと。

(3) 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量で、予定価格が300万円以上のもの 請負代金の3割

(4) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造で予定価格が300万円以上のもの 請負代金の3割

2 債務負担行為及び継続費に係る契約においては、前項第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えるものとする。

(債務負担行為等に係る契約の取扱い)

第3条 債務負担行為等に係る契約において前払金を支払うときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 債務負担行為に基づく2年度以上にわたる契約 当該契約に基づく各年度の

債務負担行為の出来高予定額に対してすることができる。ただし、契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）の出来高予定額が極めて少額であり、設計図書に、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨定められているときは、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金の支払を請求することができる。

(2) 継続費支弁の2年度以上にわたる契約 当該契約に基づく各年度の工事等の出来高予定額に対してすることができる。

(前払金の告知)

第4条 前2条による前払金は、入札条件とし、入札公告において示すものとする。  
(中間前金払と部分払の選択)

第5条 中間前払金を請求した後は、部分払を請求できないものとし、また、部分払を請求した後は、中間前払金を請求できないものとする。

2 債務負担行為及び継続費に係る2年度以上にわたる契約については、受注者が中間前払金を請求した後であっても、当該工事における各会計年度の出来高予定額（最終の会計年度に係るものを除く。）に係る当該年度末（当該年度末における出来高が当該会計年度の出来高予定額に達しないときは、当該年度末又は当該出来高予定額に達した時点。）の出来高に対する部分払を行うことができるものとする。

(保証事業会社による保証等)

第6条 前払金は、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と保証契約を締結して、保証事業会社の保証証書を管理者に寄託した後に支払うものとする。ただし、受注者は、保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前払金の支払いを受けようとする者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

2 寄託を受けた保証証書は、工事担当課において保管するものとする。

3 前払金は、受注者が保証事業会社の保証証書に記載した前払金預託金融機関に振り込むものとする。

4 工事担当課の課長は、当該工事に関して保証事業会社の保証金支払義務の発生に影響を及ぼすような事実が生じた場合には、遅滞なくその事実を企画総務部総務課長へ通知するものとする。

(中間前払金の申請等)

第7条 中間前払金の支払いを受けようとする受注者は、認定請求書（第1号様式）に、工事履行報告書（第2号様式）を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の認定請求書が提出されたときは、第2条第1項第2号に掲げる要件を満たしているか否かを速やかに調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定調書（第3号様式）により、受注者へ通知するものとする。

3 前項の認定を受けた請負者が中間前払金の支払を受けようとするときは、前払金請求書に認定調書の写し及び保証事業会社の保証証書を添えて管理者に提出し

なければならない。

当該保証証書を電磁的方法により提出しようとする場合においては、前条第1項ただし書きの規定を準用する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (平成22年3月15日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月15日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (平成22年6月1日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (平成26年9月1日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (平成28年5月30日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (令和3年3月29日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附則 (令和5年3月7日決定)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和7年3月14日決定）  
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

認定請求書

令和 年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者  
交 通 局 長

所在地  
受注者 商号又は名称  
代表者職氏名

下記の工事について中間前金払の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
請負代金額	
摘 要 注1	

注1）摘要欄には請求年度を記入してください。

※ 本請求書に工事履行報告書（第2号様式）を添付してください。

第2号様式（第7条関係）

工事履行報告書

工事名			
工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		
日付	令和 年 月 日（ 月分）		
月別	予定工程 % （ ）は工程変更後	実施工程 % （ ）は予定工程との差	備考
令和 年 月	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
(記載欄)			

現場代理人	主任(監理)技術者

注1) 予定工程は、完成までの予定出来高累計を記入してください。

注2) 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入してください。

第3号様式（第7条関係）

認 定 調 書

交〇〇 第 号  
令和 年 月 日

様

京都市公営企業管理者

交通局長

印

下記の工事についてその進ちよくを調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
請負代金額	
摘 要	